

議案説明書

都市建設部 道路河川課

提出議会：令和3年第2回定例会

1 案件名

議案第21号 佐野市公共物管理条例の改正について

2 概要

- ・使用料の額を改める。
- ・その他、規定の整備をする。

3 理由、趣旨、目的等

- ・佐野市道路占用料徴収条例の改正に伴い、本条例で定める公共物使用料についても改正が必要となるが、本条例で定める道路関係の使用料は佐野市道路占用料徴収条例での占用料と、道路以外の使用料は佐野市準用河川流水占用料等徴収条例での占用料等と同じであるので、この際、本条例による使用料の算定には、佐野市道路占用料徴収条例と佐野市準用河川流水占用料等徴収条例の別表を準用する形に改正する。(第14条第2項の改正)
- ・主な規定の整備
 - *第2条第2項 … 生産物の定義を第4条第1項第7号において行う。
 - *第8条 … 国等の場合は協議をする義務は規定されているが、協議についての市長の同意があればその同意を許可とみなす旨を追記する。
 - *第14条第3項第2号 … 占用期間1年未満のときも分割徴収できるよう、このただし書きを削り、第14条第4項として規定する。

4 その他の事項

施行日 令和3年7月1日